

## 亀岡市個人情報保護条例の改正の内容

- ①開示請求に対して不開示とする根拠規定の見直し（第14条）←行政機関の保有する個人情報に関する法律（以下「法」という。）第14条第2号ハ

不開示にできる情報として次の情報を追加

- ・法人の利益を害する情報（法人内部の情報、事業上のノウハウなど）
- ・府や国等との協議に関する情報
- ・許認可、争訟などの事務執行が妨げられる情報
- ・府や国等との信頼関係が著しく損なわれる情報
- ・犯罪捜査、予防などに支障が生じる情報

原則不開示とするが例外的に開示できる情報として次の情報を追加

- ・他者の個人情報ではあるが、法令等の規定により公にされている情報
- ・他者の個人情報ではあるが、人の生命、財産等を保護するために開示が必要な情報
- ・他者の個人情報ではあるが、公務員の職、氏名及び職務遂行に関する情報

- ②開示請求ができる代理人の範囲の見直し（第13条第2項）←法第12条第2項

開示請求ができる代理人を「制限能力者の法定代理人」と規定しているが、これを「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に改める。

制限能力者（制限行為能力者）は次の4つを指す（民法20条）

- 1 未成年者
  - 2 成年被後見人
  - 3 被保佐人
  - 4 民法第17条第1項の審判（同意権付与の審判）を受けた被補助人
- 民法上、3保佐人と4補助人はあくまで本人の財産管理や処分について同意するという程度の権限しかない。家庭裁判所が認めた場合についてのみ、一定の財産の管理や処分について代理権を持つことができることとなっている。

保佐人又は補助人であるというだけで開示請求権を有する代理人にまで認めるのは適当でないため、保佐人・補助人は除外し、未成年者と成年被後見人の法定代理人のみを認める。

### ③個人情報の存否を回答拒否できる規定の追加（第16条）←法第17条

DVの加害者が、別居している子（被害者）の所在を調べるために、子の就学記録を全学校に開示請求した場合、就学していない学校が文書不存在と回答し、就学する学校は不開示と回答すれば、結果としてどの学校に就学しているか判明してしまう。

回答そのものを拒否することが必要である場合があるため、存否応答を拒否できる規定を追加する。

### ④開示請求書に不備があった場合に補正できる規定の追加（第21条）←法第19条

開示請求書を郵送で受理したときなどは、書類に不備があるために、そのままでは処理できない場合があるため、実務上は、相手方の了解を得て請求内容の補正を行っている。

後に決定に不服があった場合に備えるために、補正をする根拠を規定するとともに、補正に要した日数は、決定期限までの日数（14日間）には算定しない規定を追加する。

### ⑤開示請求の対象文書に第三者の情報があつた場合に、当該第三者に意見を聴くことができる規定の追加（第22条）←法第23条

開示請求の対象文書が医師の意見書や診断書である場合に、それを開示して問題ないか当該医師に確認する必要があるなど、開示・不開示の判断の参考にするため、第三者に意見を聴くことができる規定を追加する。

### ⑥目的外利用及び外部提供ができる場合として、明らかに本人の利益になるときを追加（第10条）←法第8条第2項第4号

個人情報の目的外利用及び外部提供ができる場合として、条例では本人の同意があるとき、法令等の根拠があるとき、災害時など緊急の場合などを規定している。

例）本人が認知症であるが成年後見制度を利用していない場合は、本人の情報を代理で開示請求できる人がいない事態が生じる。

このため、目的外利用及び外部提供ができる場合として、「明らかに本人の利益になる  
とき」を例外規定に追加する。

#### ⑦独立行政法人制度に対応した規定整備（第2条第2号等）

独立行政法人及び地方独立行政法人は、国や地方公共団体に準じた性質の団体である  
ため、条例中に「国、地方公共団体」と規定されている箇所においては、「独立行政法人  
及び地方独立行政法人」を併記する。

#### ⑧個人情報等を不正に取り扱う事業者への勧告等を行う規定の追加（第29条～第31条）

「個人情報の保護に関する法律」は、事業者等に個人情報を適切に取り扱うよう義務  
付ける規定はあるが、それは5千件以上の個人情報をデータベース化している事業者の  
みが対象になっている。

このため、5千件以上の個人情報をデータベース化していない個人事業者等が不正な  
取扱いをした場合、例えば行政書士が不正に戸籍謄本を取得するなどした場合であって  
も、行政として何ら働きかけを行う根拠が無い場合、勧告等を行うことができる規定を  
設ける。

#### ⑨保護条例との整合性を保つため、情報公開条例を一部改正

保護条例と情報公開条例は一体となって運用されるべきものであるため、保護条例の  
改正に合わせて、情報公開条例も独立行政法人制度に対応した規定整備を行う。